

第8節 交通・輸送対策の実施

第1項 交通確保対策の実施	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
	<input type="checkbox"/> 警察	
	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	
第2項 緊急輸送対策の実施	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 市民班
	<input type="checkbox"/> 福祉班	
第3項 交通施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 各道路・鉄道管理者

【基本方針】

交通・輸送対策については、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮して、必要な規制や緊急輸送体制の確保を行い、応急復旧にあたるものとする。その場合、地震・津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

第1項 交通確保対策の実施

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安本部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

市は、これらの関係機関や事業者と連携を図りつつ、施設管理者が行う応急対策に協力する。

地震・津波災害時における交通確保対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第13節「交通対策計画」に準ずる。

第2項 緊急輸送対策の実施

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保するものとする。

地震・津波災害時における緊急輸送対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第14節「緊急輸送計画」に準ずる。

第3項 交通施設の応急復旧

都市の生活基盤をなす交通施設は、地震や津波災害により被災した場合、都市機能や住民の生活、社会活動等に極めて大きな影響を及ぼす。そのため、市は早急に施設被害状況等を把握し、県及び国土交通省等の施設の管理者へ報告または連絡する。また、市は各施設の管理者と相互に連携を図りつつ、施設管理者が実施する各種災害応急対策に必要な応じて協力する。

また、市が所管する道路については障害物の除去、応急復旧等を迅速に行って道路機能の確保に努めるものとする。

地震・津波災害時における交通施設の応急復旧対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第24節「交通施設災害応急対策計画」に準ずる。